

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱 (貸付利率) 第7条 略 2 略 3 略 4 第1項の規定により算出した具体的な貸付利率は、別途通知するものとする。 (預託資金の造成等) 第13条 略 (1) 略 (2) 当該借入に係る金利は、<u>1. 6 2 5</u>パーセント以内とし、借入時の農林中央金庫の長期プライムレートを適用すること。 附 則 略 <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和7年1月15日から施行する。</u> <u>2 令和7年1月14日以前に借り入れた預託資金の取扱いについては、なお従前の例による。</u>	高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱 (貸付利率) 第7条 略 2 略 3 略 4 第1項の規定により算出した具体的な貸付利率は、別途通知するものとし、<u>金利改定日は原則として月の初日</u>とする。 (預託資金の造成等) 第13条 略 (1) 略 (2) 当該借入に係る金利は、<u>1. 4 7 5</u>パーセント以内とし、借入時の農林中央金庫の長期プライムレートを適用すること。 附 則 略